



ライターのSG基準

通商産業大臣承認 52 産第 6612 号・昭和 52 年 12 月 2 日

通商産業大臣改正承認 52 産第 1848 号・昭和 55 年 4 月 24 日

通商産業大臣改正承認元産第 175 号・平成元年 2 月 23 日

財団法人製品安全協会改正・16 安全業G第 101 号・2004 年 11 月 5 日

財団法人製品安全協会改正・22 安全業G第 128 号・2010 年 12 月 20 日

一般財団法人製品安全協会改正・24 安全業G第 51 号・2012 年 7 月 10 日

一般財団法人製品安全協会改正・25 安全業G第 235 号・2014 年 4 月 1 日

一般財団法人製品安全協会改正・26 安全業G第 52 号・2014 年 8 月 1 日

一般財団法人 製品安全協会

ライターのSG基準

SG Standard for Lighter

1. 基準の目的

この基準は、ライターの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、主としてたばこ用の点火道具として使用されるもの又は多目的ライターであって液体石油ガス又はオイルなどを燃料として使うもの（ただし、表1のすべての事項を満たす場合を除き、燃料の容器と構造上一体となっているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。）であつて物理的形狀若しくは機能で楽しませることにより子供に興味を与えることがないものについて適用する。よつて、燃料を使わずに電気ループ式を除き、卓上用のガス炉内部が部品として取り付け、例えば点火器具（火花発生機）のような燃料容器を持たない火花発生装置及び差込式ガスタンクを使用する野営用点火燃焼機など燃料容器が外せる点火器具は対象外とする。

表1：適用範囲外ライターの条件

<p>① ライターの燃料が再充てん可能であるもの</p> <p>② 出荷日から少なくとも5年間の安全な継続使用が確保されるよう設計・製造されるもの</p> <p>③ 小売販売日から少なくとも2年間の保証書を提供するもの</p> <p>④ ライターの点火装置を含む主要な部品は、出荷日から少なくとも5年間の修理が可能なものであつて、かつ安全に燃料が再充てん可能であるもの（ただし、やむを得ない場合を除き、製品の交換による修理は含まない）</p> <p>⑤ 製造又は輸入の事業を行う者が日本国内に設置するアフターサービスセンター等でライター部品の交換及び修理が可能であるもの</p>

3. 形式分類及び主な用語

形式及び主な用語は次のとおりとする。

(1) 種類による分類

- ・ たばこライター：通常、たばこ、葉巻及びパイプに意図的に点火するものとして用いられるもの。
- ・ 多目的ライター：主として、ローソク、暖炉、木炭又はガス燃焼グリル、キャンプ用ストーブ、ランタン、燃焼器具又は装備用の燃料及び/又はパイロットライトなどを点火させるために用いられるもので、ガスライターで使用する燃料を利用し、ノズルを完全に伸ばしたときに100mm以上の長さになる手動点火装置を備えた手持式火炎発生装置。
- ・ 自動調整式パイプライター：パイプに火をつけるために特別に設計されたもので、上向きの状態から傾けたとき火炎の高さを自動的に増やす特性をもつもの。

(2) 燃料による分類

- ・ ガスライター：24℃でゲージ圧が103.0kPaを超えるn-ブタン、イソブタン及びプロパンのような液化炭化水素を燃料として用いるもの。
- ・ 液体ライター：24℃でゲージ圧が34.5kPaを超えないヘキサン系のような液体炭化水素を燃料として用いるしんが露出しているもの。

(3) 燃焼方式による分類

- ・ポストミキシングバーナーライター：燃料と燃焼のため供給された空気が燃焼の時点で供給されるもの。
- ・プリミキシングバーナーライター：燃料と空気が燃焼のため供給される前に混合されているもの。

(4) 火炎の高さ調整機構による分類

- ・調整式ライター：ユーザーによって火炎の高さが変えられる機構のもの。
- ・非調整式ライター：ユーザーによって火炎の高さを調整する機構のないもの。

(5) 燃料の再充電方式による分類

- ・注入式ライター：外部の容器から燃料を充電するか、新たにカートリッジタンクを差し込むかのいずれかによって再注入できるようになっているもの。
- ・使い捨てライター：燃料が充電されており再注入することを目的としないライター

※当該基準の4. 安全性品質の認定基準項目で、4. 火炎の高さ、6. 火炎の消火、13. 耐火炎性、14. 耐繰り返し燃焼性、15. 耐連続燃焼性について、ライターの種類別に基準を定めているもので多目的ライターと明示していないものはたばこライターとする。

4. 安全性品質

ライターの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	1. ライターの外表面には、使用者の手指等に傷害を与えるばり、とがり、先鋭部がないこと。	1. 目視及び触感により確認すること。
2. 操作性	2. ライターの操作性については、次のとおりとする。 (1) 火炎を形成するためのレバー等は、円滑に操作でき、かつ、操作後も円滑に戻るものであること。 (2) 火炎の高さを調整する機構を有するもの（以下「調整式ライター」という。）にあっては、調整方向毎に火炎の高低が明確に指示されていること。	2. (1) 操作を行うことにより確認すること。 (2) 次により確認すること。 容易に消えない方法により調整方向が明示されていることを確認すること。 (a) 炎に対してほぼ直角に作動するものにあつては、次に示すいずれかであること。 ① 調整レバーがライター上部にある場合は、装置を見て操作した際、調整レバーを左に作動させることにより炎が小

項目	基準	基準確認方法
3. 点火操作	<p>(3) 点火等の使用時にライターが著しくがたついたり、電気漏れ等がないこと。 また、中間ケースがあるものにあつては、本体と中間ケースとが、接着、溶着、かん合等により確実に固定されており、使用上支障のある緩み、がた等がないこと。</p> <p>3. ライトアの点火操作については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、火炎を発生するために意図的な手動操作を必要とする構造であり、次に示すいずれか一つ以上に適合するものであること。</p> <p>①火炎を発生し、かつ維持するためには、レバーを押し続ける等の意図的操作の継続が必要であること。 ②火炎を発生するためには、二つ以上の独立した操作が必要であること。 ③火炎を発生するためには、15N以上の操作力が必要であること。</p> <p>(2) ライトアの点火操作機構は、チャイルドレジスタンス機能を講じていること。</p>	<p>さくなること。 ② 調整レバーがライター底部にある場合は、装置を見て操作した際、調整レバーを時計回りに作動させることにより炎が小さくなること。</p> <p>(b) 炎の軸線に対してほぼ平行に作動するものにあつては、炎の方向に作動させることにより炎が大きくなること。</p> <p>(c) 調整レバーが本体の外周から突き出ているものにあつては、その接線方向の操作力が 1N 以上であること。</p> <p>(3) 操作により確認すること。</p> <p>3.</p> <p>(1) 目視、操作、テンションゲージ等により確認すること。</p> <p>(2) 次のいずれかにより確認すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法												
4. 火炎の高さ	<p>4. ライターの火炎の高さは、23±2℃の環境で 10 時間保管した後において次のとおりであること。</p> <p>(1) 非調整式ライターにあっては、点火したときから 5 秒間の火炎の高さは表 2 のとおりであること。</p> <p>表 2 非調整式ライターの火炎の高さ</p> <table border="1" data-bbox="395 1160 938 1563"> <thead> <tr> <th>ライターの種類</th> <th>火の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポストミキシングバーナーライター</td> <td>50mm 以下</td> </tr> <tr> <td>プリミキシングバーナーライター</td> <td>50mm 以下</td> </tr> <tr> <td>ポストミキシングバーナー多目的ライター</td> <td>100mm 以下</td> </tr> <tr> <td>プリミキシングバーナー多目的ライター</td> <td>75mm 以下</td> </tr> <tr> <td>液体ライター</td> <td>120mm 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 調整式ライターにあっては、火炎の高さを調整しない状態で、第 1 回目に点火したときから 5 秒間の火炎の高さは、表 3 のとおりであること。</p> <p>また、火炎の高さを最高に調整したときの 5 秒間の火炎の高さは、表 4 のとおりであること。</p> <p>さらに、火炎の高さを最低に調整したと</p>	ライターの種類	火の高さ	ポストミキシングバーナーライター	50mm 以下	プリミキシングバーナーライター	50mm 以下	ポストミキシングバーナー多目的ライター	100mm 以下	プリミキシングバーナー多目的ライター	75mm 以下	液体ライター	120mm 以下	<p>①日本工業規格 S 4803 : 2010 たばこライター及び多目的ライター操作力による幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)安全仕様(以下「JIS S 4803」という。)の 5. 機能的要求事項への適合</p> <p>②米国 16C.F.R Part1210 又は 16C.F.R Part1212 に示された方法又は欧州 EN13869 に示された方法で行われた試験等の十分な技術的根拠により技術基準に適合している旨の書面</p> <p>4. 日本工業規格 S4801:2010 たばこライター安全仕様(以下、「JIS S 4801」という。)の 3.2 火炎の高さの測定、又は日本工業規格 S4802:2010 多目的ライター安全仕様(以下、「JIS S 4802」という。)の 3.2 火炎の高さの測定により確認すること。</p>
ライターの種類	火の高さ													
ポストミキシングバーナーライター	50mm 以下													
プリミキシングバーナーライター	50mm 以下													
ポストミキシングバーナー多目的ライター	100mm 以下													
プリミキシングバーナー多目的ライター	75mm 以下													
液体ライター	120mm 以下													

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法																														
	<p>きの5秒間の火炎の高さは、表5のとおりであること。</p> <p>表3 調整式ライターの火炎の高さ (第1回目の炎の高さ)</p> <table border="1" data-bbox="395 461 959 819"> <thead> <tr> <th>ライターの種類</th> <th>火炎の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポストミキシングバーナーライター</td> <td>100mm 以下</td> </tr> <tr> <td>プリミキシングバーナーライター</td> <td>60mm 以下</td> </tr> <tr> <td>ポストミキシングバーナー多目的ライター</td> <td>100mm 以下</td> </tr> <tr> <td>プリミキシングバーナー多目的ライター</td> <td>60mm 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表4 調整式ライターの火炎の高さ (最高に調整したときの炎の高さ)</p> <table border="1" data-bbox="395 976 959 1335"> <thead> <tr> <th>ライターの種類</th> <th>火炎の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポストミキシングバーナーライター</td> <td>120mm 以下</td> </tr> <tr> <td>プリミキシングバーナーライター</td> <td>75mm 以下</td> </tr> <tr> <td>ポストミキシングバーナー多目的ライター</td> <td>150mm 以下</td> </tr> <tr> <td>プリミキシングバーナー多目ライター</td> <td>75mm 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5 調整式ライターの火炎の高さ (最低に調整したときの炎の高さ)</p> <table border="1" data-bbox="395 1491 959 1850"> <thead> <tr> <th>ライターの種類</th> <th>火炎の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポストミキシングバーナーライター</td> <td>50mm 以下</td> </tr> <tr> <td>プリミキシングバーナーライター</td> <td>50mm 以下</td> </tr> <tr> <td>ポストミキシングバーナー多目的ライター</td> <td>75mm 以下</td> </tr> <tr> <td>プリミキシングバーナー多目的ライター</td> <td>50mm 以下</td> </tr> </tbody> </table>	ライターの種類	火炎の高さ	ポストミキシングバーナーライター	100mm 以下	プリミキシングバーナーライター	60mm 以下	ポストミキシングバーナー多目的ライター	100mm 以下	プリミキシングバーナー多目的ライター	60mm 以下	ライターの種類	火炎の高さ	ポストミキシングバーナーライター	120mm 以下	プリミキシングバーナーライター	75mm 以下	ポストミキシングバーナー多目的ライター	150mm 以下	プリミキシングバーナー多目ライター	75mm 以下	ライターの種類	火炎の高さ	ポストミキシングバーナーライター	50mm 以下	プリミキシングバーナーライター	50mm 以下	ポストミキシングバーナー多目的ライター	75mm 以下	プリミキシングバーナー多目的ライター	50mm 以下	
ライターの種類	火炎の高さ																															
ポストミキシングバーナーライター	100mm 以下																															
プリミキシングバーナーライター	60mm 以下																															
ポストミキシングバーナー多目的ライター	100mm 以下																															
プリミキシングバーナー多目的ライター	60mm 以下																															
ライターの種類	火炎の高さ																															
ポストミキシングバーナーライター	120mm 以下																															
プリミキシングバーナーライター	75mm 以下																															
ポストミキシングバーナー多目的ライター	150mm 以下																															
プリミキシングバーナー多目ライター	75mm 以下																															
ライターの種類	火炎の高さ																															
ポストミキシングバーナーライター	50mm 以下																															
プリミキシングバーナーライター	50mm 以下																															
ポストミキシングバーナー多目的ライター	75mm 以下																															
プリミキシングバーナー多目的ライター	50mm 以下																															

項目	基準	基準確認方法
5. 火炎の変動	<p>(3) 自動調整式パイプライターにあっては、どのような位置でも火炎の高さは 100 mm 以下であること。</p> <p>5. 液化石油ガスを燃料とするライターは、燃料があふれ出したり、火炎が飛び散ったり、火炎が著しく変動したりしないこと。</p>	<p>5. JIS S 4801 の 3.4 スピッティング及びフレアリングの防止、又は JIS S 4802 の 3.4 スピッティング及びフレアリングの防止により確認すること。</p> <p>ただし、確認は調整式ライターあつては火炎の高さを最高の状態に調整し、非調整式ライターにあつてはそのままの火炎の高さで行う。</p>
6. 火炎の消火	<p>6. ライトアの消火時間は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 非調整式液体ライター及び非調整式ポストミキシングバーナーライターにあつては、10 秒間燃焼させた後消火操作を行ったとき、2 秒間以内に完全に消火すること。</p> <p>(2) 調整式ポストミキシングバーナーライターにあつては、火炎の高さを 50mm に調整（火炎の高さが最高に調整しても、その高さに達しないものは最高に調整した状態とする。以下、6 項について火炎の高さの調整は同様とする。）し、10 秒間燃焼させた後消火操作を行ったとき、2 秒間以内に完全に消火すること。</p> <p>また、最高の炎の高さに設定したときは、5 秒間燃焼させた後消火操作を行ったとき、2 秒間以内に完全に消火すること。</p> <p>ただし、シールド（風防壁）があるものにあつては、さらに 2 秒間以内にその上端から炎が露出していない場合に限り、この 2 秒間は差し支えないものとする。</p> <p>(3) 調整式ポストミキシングバーナー多目的ライターにあつては、火炎を最高の状態に調整し、10 秒間燃焼させた後消火操作を行ったとき、3 秒間以内に完全に消火す</p>	<p>6. JIS S 4801 3.5 火炎の消火、又は JIS S 4802 3.5 火炎の消火により確認すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
7. 燃料充てん量	<p>ること。</p> <p>ただし、シールドがあるものにあつては、さらに3秒間以内にその上端から炎が露出していない場合に限り、この3秒間以内は差し支えないものとする。</p> <p>(4) 調整式ポストミキシングバーナー多目的ライターにあつては、火炎の高さを100mmに調整し、又は非調整式ポストミキシングバーナー多目的ライターにあつてはそのままの状態とし、20秒間燃焼させた後消火操作を行ったとき、3秒間以内に完全に消火すること。</p> <p>ただし、シールドがあるものにあつては、さらに3秒間以内にその上端から炎が露出していない場合に限り、この3秒間以内は差し支えないものとする。</p> <p>(5) 非調整式プリミキシングバーナーライターにあつては、10秒間燃焼させた後消火操作を行ったとき5秒間以内に完全に消火すること。</p> <p>(6) 調整式プリミキシングバーナーライターにあつては、火炎の高さを50mmに調整し、10秒間燃焼させた後消火操作を行ったとき、5秒間以内に完全に消火すること。</p> <p>なお、最大の炎の高さに設定したときは、5秒間燃焼させた後に確認すること。</p> <p>(7) 調整式プリミキシングバーナー多目的ライターにあつては、火炎の高さを75mmに調整し、又は非調整式プリミキシングバーナー多目的ライターにあつては、20秒間燃焼させた後消火操作を行ったとき、6秒間以内に完全に消火すること。</p> <p>7. ガスライターで、燃料を充てんして出荷するものにあつては、燃料の液体分量が燃料タンクの容量の85%以下であること。</p>	7. JIS S 4801 の 3.6 燃料充てん量、又は JIS S 4802 の 3.6 燃料充てん量により確認すること。

項目	基準	基準確認方法
8. 燃料適性	8. ライターの燃料は、毎分 15mg 以上のガス漏れず、かつ、各部に異状がないこと。	8. ライターを $40\pm 2^{\circ}\text{C}$ の環境で 28 日間保管した後、JIS S 4801 の 4.2 燃料適性又は JIS S 4802 の 4.8 燃料適性により確認すること。
9. 燃料漏れ	9. 注入式ガスライターにあっては、燃料を注入後に注入バルブから毎分 15mg を超えるガス漏れがないこと。また、注入式液体ライターにあっては、燃料を注入後に閉鎖部材近辺又は燃料タンクから燃料漏れをしないこと。	9. JIS S 4801 の 4.3 燃料漏れの防止又は JIS S 4802 の 5. 多目的ライターの燃料注入により確認すること。
10. 落下衝撃性	10. ライターを $1.5\pm 0.1\text{m}$ の高さから、本体を水平向きに、底部を上向き及び下向きに、それぞれの状態でコンクリート板上に自然落下させたとき、燃料タンクの破裂、粉碎や破損が生じたりしないこと。また、発火して燃焼を続けたり、ガスライターにあっては毎分 15mg 以上のガス漏れ及び各部に異状がないこと。	10. JIS S 4801 の 4.4 耐落下性、又は JIS S 4802 の 4.2 耐落下性により、確認すること。
11. 耐熱性	11. ガスライター及び非吸収性燃料が注入される密閉タンクを持つ液体ライターにあっては、 $65\pm 2^{\circ}\text{C}$ の環境で 4 時間保管した後、燃料タンク内に液状の燃料が存在し、また、毎分 15mg 以上のガス漏れがないこと。	11. JIS S 4801 の 4.5 耐熱性又は JIS S 4802 の 4.3 耐熱性により確認すること。
12. 耐圧性	12. ガスライターにあっては、燃料タンクに使用燃料の 55°C における蒸気圧の 2 倍の圧力を加えたとき、燃料タンクは内圧に耐えるもので各部に異状がないこと。	12. JIS S 4801 の 4.6 耐内圧性又は JIS S 4802 の 4.9 耐内圧性により確認すること。
13. 耐火炎性	13. ライターの耐火炎性は、次のとおりであること。 (1) 調整式ガスライターにあっては、火炎の高さを最高の状態に調整し、水平より下 45° に傾けて点火して 5 秒間燃焼させたとき、各部に危険な状態をひき起こす燃焼又は変形が生じないこと。 (2) 調整式ガスライター、液体ライター及び	13. JIS S 4801 の 4.7 耐火炎性又は JIS S 4802 の 4.4 耐火炎性により確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
14. 繰り返 し燃焼性	<p>非調整式ガスライターにあっては、水平より下 45° に傾けて点火して 10 秒間燃焼させたとき、各部に危険な状態をひき起こす燃焼又は変形が生じないこと。</p> <p>なお、調整式ガスライターにあっては、火炎の高さを 50mm に調整（火炎の高さが最高に調整しても、50mm に達しないものは最高に調整した状態とする。）すること。</p> <p>(3) 多目的ライターにあっては、火炎の高さを最高の状態に調整し、非調整式多目的ライターにあってはそのままの状態、火炎を上方に垂直に向けた場合及び水平より下 45° に傾けて、点火して 10 秒間燃焼させたときに、各部に危険な状態をひき起こす燃焼又は変形が生じないこと。さらに、点火可能なものにあっては、火炎を水平から下方に 45° の角度で下げて、点火して 10 秒間燃焼させたとき、各部に危険な状態を引き起こすような、構成部品の燃焼又は変形が生じないこと。</p> <p>14. ライターは、20 秒間の燃焼を 10 回繰り返したとき、各部に異状がないこと。</p>	<p>14. JIS S 4801 の 4.8 の耐繰り返し燃焼性又は JIS S4802 の 4.6 耐繰り返し燃焼性により確認すること。</p> <p>なお、調整式ガスライターにあっては火炎の高さを 50mm、調整式ポストミキシングバーナー多目的ライターにあっては火炎の高さを 75mm、調整式プリミキシングバーナー多目的ライターにあっては火炎の高さを 60mm、非調整式多目的ライターはそのままの火炎の高さで行う。</p> <p>ただし、火炎の高さが最高に調整しても、その高さに達しないものにあっては最高に調整した状態とする。</p>
15. 連続燃 焼性	<p>15. たばこライターにあっては火炎が垂直になるように保持して、また、多目的ライターにあってはノズルが水平から下方に</p>	<p>15. JIS S 4801 の 4.9 耐連続燃焼性又は JIS S4802 の 4.5 耐連続燃焼性により確認すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
16. 付属品	<p>45° の角度方向に向けるように保持して、点火して 2 分間連続燃焼させたとき各部に異常がないこと。</p> <p>16. ケース等の付属品が取り付けられているものにあつては、付属品の取付けによつてライターの使用上の安全性を損なわないこと。</p>	<p>なお、調整式ガスライターにあつては火炎の高さを 50mm、調整式ポストミキシングバーナー多目的ライターにあつては火炎の高さを 75mm、調整式プリミキシングバーナー多目的ライターにあつては火炎の高さを 60mm、非調整式多目的ライターはそのままの火炎の高さで行う。ただし、火炎の高さが最高に調整しても、その高さに達しないものは最高に調整した状態とする。</p> <p>16. 目視及び触感により確認すること。</p>

5. 表示及び取扱説明書

表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

基準	基準確認方法
<p>1. 表示及び取扱説明書 製品本体には 2. 表示に規定する表示事項を表示し、取扱説明書を添付すること。ただし、3. 取扱説明書(2) 使用上の注意に規定する全ての項目が製品本体に容易に消えない方法により表示されているものにあつては、取扱説明書の添付を省略することができる。</p> <p>2. 表示 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者の名称又はその略号及び日本国内の輸入・販売事業者の名称又はその略号並びに電話番号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 「警告」という文字及び次の主旨の注意書き</p> <p>①子供の手の届くところに置かないこと</p> <p>②50℃以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと</p> <p>③使用後、火炎が消えていることを確認すること</p> <p>④多目的ライターにあつては、JIS S 4802 6.1.4.3「子供から遠ざける」のシンボルを表示すること</p> <p>⑤注入式液体ライターにあつては、注入が終了したとき、点火する前にライターをふき、手を乾かすこと</p> <p>(4) SGマーク制度は、ライターの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。又は「対人賠償責任保険付き」等の記載</p> <p>3. 取扱説明書</p> <p>(1) 取扱説明書を添付する場合にあつては、取扱説明書は、必ず読み、それを守り行うこと。また、読んだ後は保管すること。</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p> <p>2. 目視及び触感により確認すること。</p> <p>3. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p>

(2) 使用上の注意

- ① 顔及び衣服から離してライターを点火すること
- ② 火中に投入しないこと
- ③ 非自動消火式ライターにあっては、自動的に消火しないためカバーを閉めて火を消すこと
- ④ 点火についての注意
 - i プリミキシングバーナーライターにあっては、10 秒以上火をつけたままにしないこと
 - ii 多目的ライターにあっては、30 秒以上火をつけたままにしないことなお、プリミキシングバーナーの多目的ライターにあっては、10 秒以上火をつけたままにしないこと
- ⑤ 注入式液体ライターにあっては、燃料注入に関する次の内容を記載すること
 - i 製造業者が推奨するタイプの燃料を注入すること（「製造業者が推奨するタイプの燃料」を具体的に標記すること）
 - ii ゆっくり注入する。注入しすぎないようにすること